

高度化事業スキームによるその他の貸付事業について

中小機構が、都道府県が必要な事業原資を貸して協調して融資をするという高度化スキームの基本はそのままに、地域産業振興や災害復興等の多様化する地域ニーズに応えている。

1. 地域中小企業応援ファンド事業・農商工連携型地域中小企業応援ファンド事業

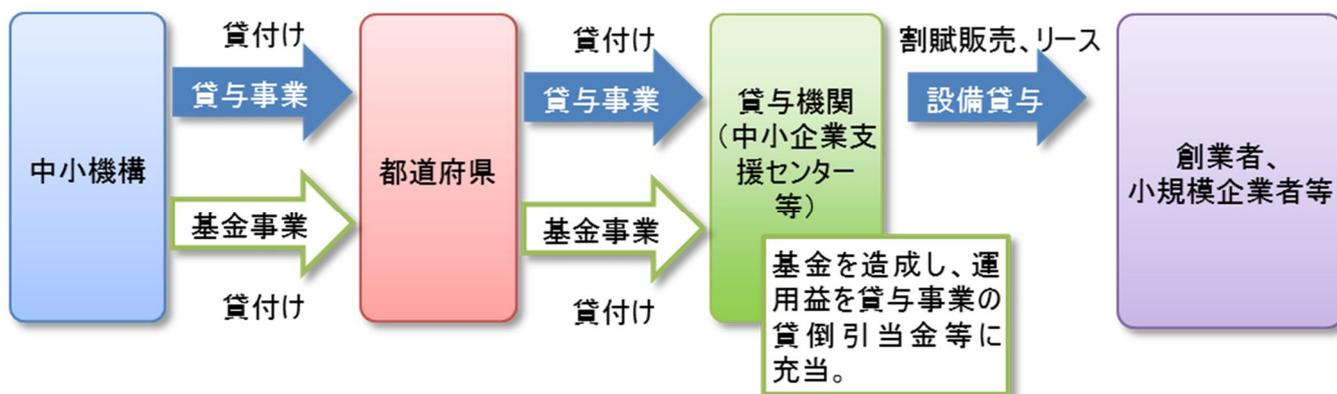
一般社団法人等(都道府県の中小企業支援センター等)が、基金を造成し、その運用益により、創業・中小企業の経営の革新、農商工連携事業に助成する事業に対し、機構と都道府県が基金造成に必要な資金を貸付けるもの。(機構法15条1項3号イの業務)



2. 小規模企業者等設備貸与事業

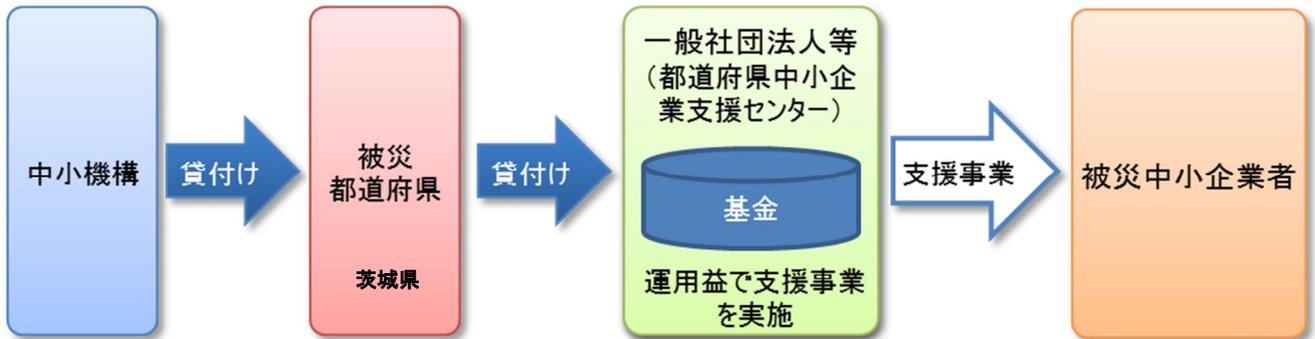
創業又は経営の革新を図るため、小規模企業者等及び創業者に対し、設備貸与事業(割賦販売又はリース)を行う貸与機関(都道府県の中小企業支援センター等)に対し、機構と都道府県が必要となる事業資金を貸付けるもの。また、貸倒損失に備えるための基金を設置するために必要な資金を併せて貸付けることができる。(機構法15条1項3号イの業務)

小規模企業者等設備導入資金助成法のH27年3月末廃止を受けH27より事業開始。



3. 被災中小企業復興支援事業

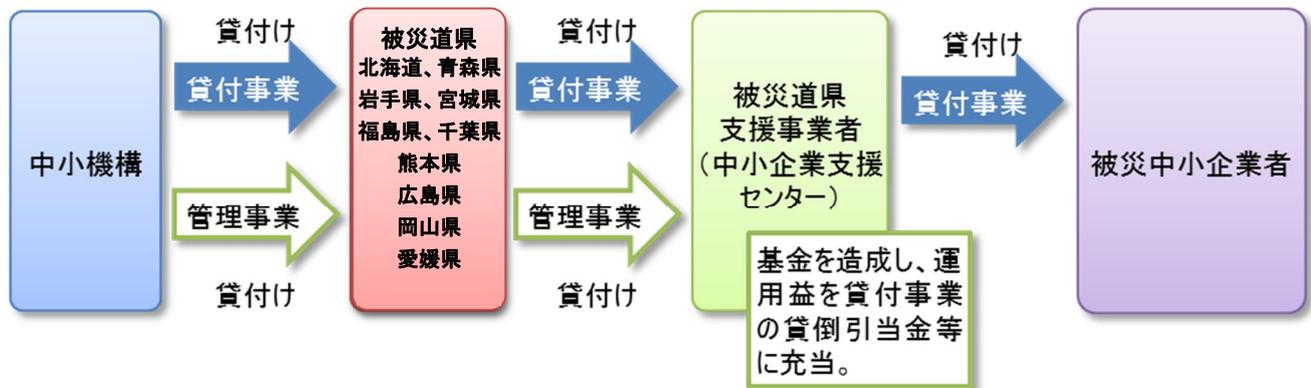
一般社団法人又は一般財団法人(都道府県の中小企業支援センター)が、基金を造成し、その運用益により大規模な火災、震災その他災害により被害を受けた中小企業者を支援する事業。(機構法15条1項3号ニの業務)



4. 被災中小企業施設・設備整備支援事業

東日本大震災・熊本地震による被災中小企業の施設復旧のため、被災道県の中小企業支援センターが行う貸付事業に対し、機構と被災道県が必要な資金を貸付けるもの。(機構法15条1項3号ニの業務)

なお、令和元年東日本台風(台風19号等)についても貸付制度を造成したが、管理事業については交付金を20年間充当する形で事業が始まっている(宮城県、福島県、栃木県)。



5. 特定地域中小企業特別資金

東日本大震災による原発事故の影響を受け移転する中小企業又は避難区域解除により帰還する中小企業に対し、(公財)福島県産業振興センターが事業再開・継続に必要な資金を貸し付ける事業に対し、機構と福島県が貸付けを行うもの。(機構法15条1項3号ニの業務)

